

〔解 説〕

1) 不適切である

規約型には、加入者となるべき厚生年金保険の被保険者数の要件はありません。基金型を実施する場合には、加入者となるべき厚生年金保険の被保険者の数が常時 300 人以上 でなければなりません。

2) 不適切である。

老齢給付金は 20 年を超える加入者期間を支給要件とすることはできませんが、10 年以下とすることまでは義務づけられていません。

3) 不適切である。

退職を支給開始要件とする場合は規約にその旨を定める必要がありますが、退職年齢は 50 歳以上 であれば法令上の要件を満たします。なお、退職の有無によらず、加入者期間の要件を満たした者が、60 歳以上 70 歳以下の一定の年齢に達したときは老齢給付金を支給するものとしなければなりません。

4) 適切である。

脱退一時金は、①加入者資格を喪失した者が老齢給付金を受けるための加入者期間の要件を満たさない場合、②加入者資格を喪失した者が老齢給付金を受けるための加入者期間の要件を満たしているが、支給開始要件たる年齢に達していない場合に支給されます。ただし②は、規約にその旨の定めを設けた場合に限られます。

なお、脱退一時金を受けるための加入者期間の要件として、3 年を超える期間を定めることはできません。

確定給付企業年金は、規約の定めにより柔軟な制度設計ができる点が公的年金との大きな違いです。そのため、老齢給付金等の支給要件となる年齢や加入者期間については法令上認められる範囲があります。また、必ず規約に記載しなければならない事項と、設けるか否かは任意だが設ける場合には規約に記載する必要がある事項があるので、留意して知識の整理をすると良いでしょう。